

# 仕様書

千葉労働局

## I 業務概要

### 1. 業務名

令和6年度 千葉労働局所管建築物点検業務委託

### 2. 施設概要及び施設管理担当者

別紙1「令和6年度 建築物法定点検業務実施施設一覧」のとおり

### 3. 労働局担当者

総務部総務課 会計第三係 野口（のぐち）

電話 043-221-4311

### 4. 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日（金曜日）まで

## II 業務仕様

### 1. 共通仕様

- (1) 本特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下、「共仕」という。）による。
- (2) 本業務の点検は、建築基準法（以下、「建基法」という。）第12条及び官公庁施設の建設等に関する法律（以下、「官公法」という。）第12条に基づくものである。  
建築物の点検にあたっては、H20国交省告示第282号、第285号、第1350号、第1351号及びH28国交省告示第723号の各別表によるほか、業務報告書の作成にあたっては、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（令和5年版）」（以下「ガイドライン」という）を参考に作成すること。
- (3) 特記仕様書及び共仕に定めがない事項は、労働局担当者と協議する。
- (4) 入居者等との点検スケジュールの調整

入居者等との調整を行うため、点検スケジュールを作業着手 2 週間前までに労働局担当者に提出すること。

#### (5)業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに労働局担当者の承諾を得ること。

- ・業務計画書（作業着手前まで）
- ・緊急連絡体制表（作業着手前まで）
- ・作業計画書（作業着手前まで）
- ・業務責任者等通知書（作業着手前まで）

#### (6)守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

#### (7)再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

なお、本業務における主たる部分は、「点検業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理」とする。

#### (8)ウイルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

#### (9)受注者からの情報漏洩の防止について

標的型攻撃メール等によるサイバー攻撃により本業務に係る情報が漏洩することのないよう、情報保全措置を適切に講ずること。なお、情報漏洩のおそれが生じた場合は、当該情報の機密性の程度に関わらず、その事実を速やかに労働局担当者へ報告するとともに、原因の解明及び適切な対応に努めること。

## 2. 特記仕様

### (1)受注者の負担の範囲

受注者の負担の範囲は、次による。

- ・点検に必要な工具、計測機器等の機材（設備機器に付属しているものを除く）
- ・文具等の事務消耗品、コピー代、日誌及び報告書の用紙、記録ファイル
- ・その他費用負担が不明確なものがある場合は、事前に労働局担当者に確認する。

### (2)貸与資料

業務の実施に先立ち、次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

#### ①点検・検査記録簿関連

- ・消防設備点検結果報告書
- ・エレベーター定期検査記録

#### ②図面類

・平面図

(3)業務の記録

次の管理用記録書類を整備し提出する。

・業務報告書（電子データ含む）：1部

（業務報告書は、別紙1「建築物法定点検業務実施施設一覧」の「点検等の内容」に該当する項目毎に下記の報告書様式を使用する。なお、提出はA4ファイル綴じとする。）

（報告書様式）

点検等の内容	報告書	【参考】「ガイドライン」	
敷地及び構造	建基法12条2項	様式A,F,G,H	点検様式1-2, -3, -4
	官公法12条1項	様式D,F,G,H	表4-1-2
昇降機以外の 建築設備	建基法12条4項	様式B,F,G,H	点検様式3-2-1~4, 3-3
	官公法12条2項	様式E,F,G,H	表4-1-2
防火設備	建基法12条4項	様式C,F,G,H	

(4)業務責任者

①業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって労働局担当者に通知する。（別紙3「責任者及び担当者の通知および変更届」）

なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。また、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・業務に関する資格者証（写し）
- ・受注者との雇用関係を証明する書類

②業務責任者は、下記に示す業務を行うものとする。

- 1)施設管理担当者との連絡、報告、調整
- 2)施設管理担当者からの指示事項遂行による業務担当者指導及び調整

(5)業務担当者

①本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって労働局担当者に通知する。（別紙3「責任者及び担当者の通知および変更届」）

なお、業務担当者が複数となる場合は、それぞれ通知する。

また、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・業務に関する資格者証（写し）
- ・受注者との雇用関係を証明する書類

②業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、必要な業務を行う。

- ・一級建築士もしくは二級建築士又は建築基準法第 12 条に規定する建築物調査員、及び建築設備検査員もしくは防火設備検査員

#### (6)業務条件

建築物の点検等の実施時間帯は、次のとおりとする。

なお、実施日は労働局担当者と協議する。

- ①平日（月曜日～金曜日「祝祭日を除く」）

9時00分～17時00分

- ②休日（閉庁日：土・日曜日及び祝祭日、年末年始「12月29日～1月3日」）

9時00分～17時00分

#### (7)業務の報告

別紙2「定期点検結果報告書」と(3)の記録を、全施設の点検終了後2週間以内に労働局担当者へ提出する。

その他、緊急性のあるものは適宜労働局担当者あてに報告する。

#### (8)点検等の範囲

- ①本業務の各施設及び建物等における点検等の範囲は、別紙1「建築物法定点検業務実施施設一覧」の「点検等の内容」欄に○印がされているものとする。

- ②建基法第12条に関する点検については、2.（3）による様式B、Cの「点検業務の対象有無」欄に○印がされているものとする。また、官公法第12条に関する点検については、2.（3）による様式Dによる。

- ③点検箇所は、点検対象建物の外部および内部とする。

#### (9)点検の省略

点検が困難な部分の対応は事前に労働局担当者と協議する。

### 3. 留意事項

- 作業中において損害を発生させた場合、請負業者は賠償に応じなければならない。
- 入札書提出に際し、現地確認を行う場合は別紙1「令和6年度 建築物法定点検業務実施施設一覧」の施設担当者に事前連絡をし、日時の調整をすること。
- 入札書提出前は可能な限り現地確認を行うこと。現地確認せず入札書を提出し、契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので、十分留意すること。**
- 作業により、予測できない作業箇所が判明し、見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- 作業終了後は、速やかに千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。

#### 4. 再委託

- (1) 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局 総務部総務課 会計第二係へ申請し、承認を得ること。但し、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」または様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

#### 5. 支払い・その他

- 契約金額の支払いについて、全ての業務の完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約者指定の銀行口座に振り込むこととする。
- 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- 請求書は、**「千葉公共職業安定所分」、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部分」、「木更津労働基準監督署分」、「横浜税関分」、「その他庁舎分」に分けて請求すること。**なお、分担金額及び各宛名については契約書による。
- 期限内に業務の履行が完了し難い場合には、その事由を記して期限内に履行期限延期を契約担当官等に申し出をすることが出来る。契約担当官等はその請求が正当であると認めるときは、**遅滞料を徴収して履行期限の延期を許すことができる。その際、遅滞料を契約金額より遅滞料を差し引くこととする。**ただし、契約担当官等が遅滞について受託者の責に帰し得ない事由であると認めるときは、遅滞料を免除することが出来る。  
遅滞料は、作業期限の翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分の契約金額について年3.0%の割合で計算した金額とする。
- 上記の場合であっても、年度を跨いで期限延期は認められず、年度内に作業完了できない場合は、契約を解除するとともに、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴することに十分留意すること。**
- 次の事項の一に該当するときは、本契約を解除する。
  1. 期限内に業務の履行が完了できないとき。
  2. 完全に本契約を履行する見込みがないと認めるとき。

3. 本契約の解除を請求し、その理由が正当と認めるとき。
4. 施設担当管理者等が行う検査監督に際し、契約業者又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正の行為を行ったとき。

前項の規定により本契約を解除した場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納入すること。ただし、その理由が天災地変その他正当の事由に基づくものと契約担当官等が認めるときは、これを免除することができる。

- 上記仕様に定めのない事項については、千葉労働局 総務部総務課 会計第二係と協議すること。

## 6. 契約担当

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）

千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎 2階

電話 043-221-4311 Mail kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp

# (別紙1) 令和6年度 建築物法定点検業務実施施設一覧

事項 局・署 ・所名 (支署、出張 所、分室含む)	所在地	敷地 総 面積 ( ㎡ )	主体庁舎				点検等の内容						施設担当者 電話番号
			構 造	建 築 年 月	建 面 積 ( ㎡ )	延 面 積 ( ㎡ )	敷地及び構 造		昇降機以外 の建築設備		防火設備		
							建 基 法 1 2 条 2 項	官 公 法 1 2 条 1 項	建 基 法 1 2 条 4 項	官 公 法 1 2 条 2 項	建 基 法 1 2 条 4 項	官 公 法 1 2 条 2 項	
船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	1,602	RC-2	H1.3	558	1,083	-	○	-	○	-	○	林 047-431-0181
木更津地方合同庁舎	木更津市富士見2-4-14	2,092	S-3	S58.10	687	2,134	-	○	-	○	-	○	藤 田 0438-80-2828
茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	660	RC-2	S54.3	212	416	-	○	-	○	-	○	和 田 0475-22-4551
成田労働基準監督署	成田市東和田553-4	1,115	RC-2	S62.2	297	575	-	○	-	○	-	○	五十嵐 0476-22-5666
東金労働基準監督署	東金市田間65	664	RC-2	S46.3	138	276	-	○	-	○	-	○	古 賀 0475-52-4358
千葉公共職業安定所	千葉市美浜区幸町1-1-3	2,925	RC-5	H13.12	1,127	4,390	○	-	○	-	○	-	岡 043-242-1181
市川公共職業安定所	市川市南八幡5-11-21	903	RC-3	H8.3	579	1,479	-	○	-	○	-	○	宇佐見 047-370-8609
銚子労働総合庁舎	銚子市中央町8-16	1,154	RC-4	H27.10	764	2,742	-	○	-	○	-	○	畔 蒜 0479-22-7406
館山公共職業安定所	館山市八幡815-2	1,095	RC-2	S56.3	287	572	-	○	-	○	-	○	田 中 0470-22-2236
佐原公共職業安定所	香取市北1-3-2	1,747	RC-2	S61.4	297	565	-	○	-	○	-	○	山 本 0478-55-1132
茂原公共職業安定所 いすみ出張所	いすみ市大原8000-1	1,216	RC-2	H8.7	358	604	-	○	-	○	-	○	秋 山 0470-62-3551
松戸公共職業安定所 野田出張所	野田市みずき2-6-1	1,843	RC-2	H14.3	556	755	-	○	-	○	-	○	藤 本 04-7124-4181
船橋公共職業安定所 (第一庁舎)	船橋市湊町2-10-17	906	RC-2	S59.6	591	1,183	-	○	-	○	-	○	小笠原 047-431-8287
成田公共職業安定所 (からべ庁舎)	成田市加良部3-4-2	1,900	RC-2	S54.4	385	773	-	○	-	○	-	○	黒 部 0476-27-8609
建設業安全衛生教育 センター(本館)	佐倉市飯野852	13,406	RC-2	S58.12	564	909	-	○	-	○	-	○	川 田 043-486-1321
建設業安全衛生教育 センター(2号館)	佐倉市飯野852	13,406	RC-3	S58.12	435	1,052	○	-	○	-	○	-	川 田 043-486-1321
建設業安全衛生教育 センター(1,3号館)	佐倉市飯野852	13,406	RC-4	H8.5	1,057	3,672	○	-	○	-	○	-	川 田 043-486-1321

(別紙2)

## 点検結果報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

点検者 所属名称

代表者氏名

点検責任者

下記業務について、点検した結果は別紙のとおりです。

記

業務名 令和6年度 千葉労働局所管建築物点検業務委託

施設名

点検年月日 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日



(別紙3-1)

令和 年 月 日

千葉労働局長 殿

所在地  
名称  
代表者

印

## 業 務 責 任 者 及 び 担 当 者 通 知 書

業 務 名 : 令和6年度 千葉労働局所管建築物点検業務委託

上記業務の業務責任者及び担当者を別紙経歴書及び資料を添え、下記のとおり通知いたします。

### 記

業務責任者

所 属

氏 名

業務担当者

所 属

氏 名

業務担当者

所 属

氏 名

※経歴書、業務に関する資格者証(写し)、受注者との雇用関係を証明する書類を添付すること。

(別紙3-2)

令和 年 月 日

千葉労働局長 殿

所在地

名称

代表者

印

## 業務責任者等変更通知書

業務名：令和6年度 千葉労働局所管建築物点検業務委託

令和 年 月 日付けにて、通知した上記業務における業務責任者等を下記のとおり変更するため、別紙経歴書及び資料を添え、下記のとおり通知いたします。

記

業者責任者等変更年月日	令和 年 月 日
変更する業者責任者等区分	業務責任者 業務担当者

旧業務責任者等区分	新業務責任者等氏名

変更事由

※経歴書、業務に関する資格者証(写し)、受注者との雇用関係を証明する書類を添付すること。

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

---

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

### 記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名称：  
代表者氏名：

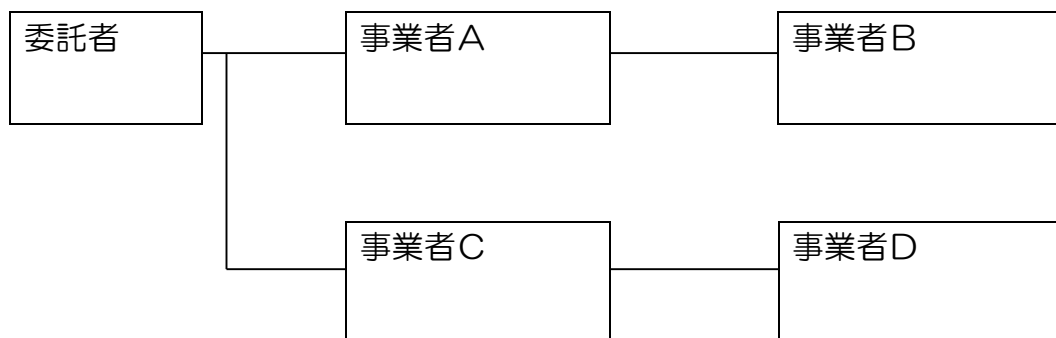
## 履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 \_\_\_\_\_

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

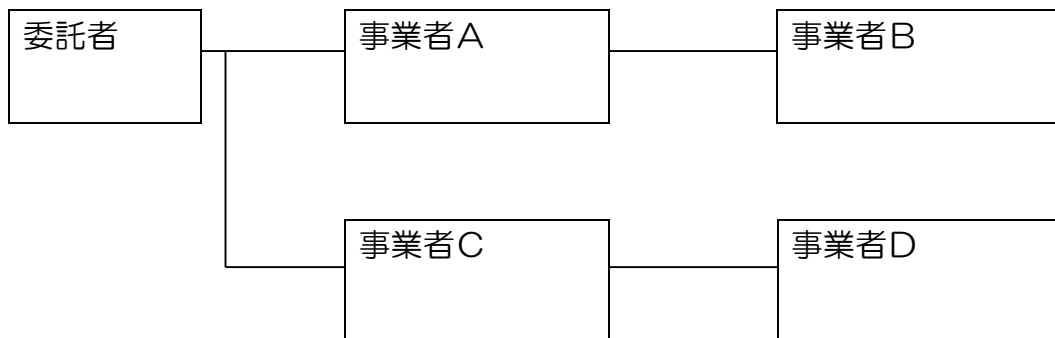
所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

### 履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

#### 記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図



点検記録表（敷地及び構造）

点検者		氏名	勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

## 建物基本情報

建物名称（棟名）		点検した年月	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1</b>	<b>敷地及び地盤</b>					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
<b>2</b>	<b>建築物の外部</b>					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	点検項目	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>3 屋上及び屋根</b>						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)		パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)	屋上周り（屋上面を除く。）	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
<b>4 建築物の内部</b>						
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況				
(4)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)		一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(15)			令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況		
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			



番号	点検項目	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(17)	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)		床	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床				
(21)			準耐火性能等の確保の状況				
(22)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)	(防火区画を構成する床に限る。)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況					
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況					
(29)		防火扉の開放方向					
(30)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(31)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況					
(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況					
(33)		常閉防火扉の固定の状況					
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況					
(35)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況					
(36)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況					
(37)		採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(38)		換気のための開口部の面積の確保の状況					
(39)		換気設備の設置の状況					
(40)		換気設備の作動の状況					
(41)		換気の妨げとなる物品の放置の状況					
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況					
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					

番号	点検項目	対象の有無	点検結果			状況、対策等		
			指摘なし	要正	既存不適格			
<b>5</b>	<b>避難施設等</b>							
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況						
(2)	廊下	幅員の確保の状況						
(3)		物品の放置の状況						
(4)	出入口	出入口の確保の状況						
(5)		物品の放置の状況						
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況						
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況						
(9)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況						
(10)		避難器具の操作性の確保の状況						
(11)	階段	直通階段の設置の状況						
(12)		階段	幅員の確保の状況					
(13)			手すりの設置の状況					
(14)			物品の放置の状況					
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況					
(18)			開放性の確保の状況					
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況					
(20)			特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(21)				付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)				付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)				物品の放置の状況				
(24)			排煙設備等	防煙区画の設置の状況				
(25)		防煙壁		防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)	可動式防煙垂れ壁の作動の状況							
(27)	排煙設備			排煙設備の設置の状況				
(28)		排煙設備の作動の状況						
(29)	排煙口の維持保全の状況							
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況					
(31)		非常用エレベーター	非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)			令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況					
(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況					
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況					
(35)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(36)			物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の状況					

番号	点検項目		対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(38)	その他 設備等の 非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況					
(39)		非常用の照明装置の作動の状況					
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況					
<b>6 その他</b>							
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)		上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
<b>7 上記以外の調査項目</b>							

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、氏名、勤務先及び資格を記入してください。当該建築物の調査を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑤ 「点検結果」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる調査項目について特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑩ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。
- ⑪ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑫ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

点検記録表（建基法：換気設備）

点検者			氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者				
	その他の点検者				

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無
			指摘なし	要正	既存不適格		
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				○
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				○
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				○
(5)			風道の取付けの状況				○
(6)			風道の材質				
(7)			給気機又は排気機の設置の状況				○
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量 [3Y]				○	
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 [3Y]				○	
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				○
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				○
(13)			空気調和設備の運転の状況				○
(14)			空気ろ過器の点検口				
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離					
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度 [3Y]				○
(17)			各居室の相対湿度 [3Y]				○
(18)	各居室の浮遊粉じん量 [3Y]					○	
(19)		各居室の一酸化炭素含有率 [3Y]				○	
(20)		各居室の二酸化炭素含有率 [3Y]				○	
(21)		各居室の気流 [3Y]				○	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無
			指摘なし	要是正	既存不適格		
<b>2</b>	<b>換気設備を設けるべき調理室等</b>						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					○
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					○
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					○
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との隔離距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		給気機又は排気機の設置の状況					○
(13)		機械換気設備の換気量					○
<b>3</b>	<b>法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等</b>						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					○
(3)		防火ダンパーの作動の状況					○
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					○
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					○
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					○
<b>4</b>	<b>上記以外の点検項目等</b>						

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表（ろ）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表（ろ）欄に掲げる点検項目について（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 1 (9) 「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。

- ⑪ 2 (13) 「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- ⑫ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F（不具合記録）、様式G（点検結果図）及び様式H（関係写真）に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑬ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F（不具合記録）に必要事項を記入して下さい。
- ⑭ 配置図及び各階平面図を様式G（点検結果図）に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑮ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H（関係写真）に従い添付してください。

点検記録表（建基法：排煙設備）

点検者	氏名		所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

建物基本情報

建物名称(棟名)	点検実施日
建物構造	建物階数
建物延べ面積	竣工年月

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無
			指摘なし	要正	既存不適格		
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機の外観		排煙機の設置の状況				○
(2)			排煙風道との接続の状況				○
(3)			煙排出口の設置の状況				
(4)			煙排出口の周囲の状況				○
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				○
(6)	排煙機の性能		排煙口の開放との連動起動の状況				○
(7)			作動の状況				○
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				○
(9)			排煙機の排煙風量				○
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				○
(11)	機械排煙設備の排煙口の外観		排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				○
(13)			排煙口の取付けの状況				○
(14)			手動開放装置の周囲の状況				○
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能		手動開放装置による開放の状況				○
(17)			排煙口の開放の状況				○
(18)			排煙口の排煙風量 [3Y]				○
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 [3Y]				○
(20)			煙感知器による作動の状況				○
(21)	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		排煙風道の劣化及び損傷の状況				○
(22)			排煙風道の取付けの状況				○
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				○
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				○

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無		
			指摘なし	要正	既存不適格				
(26)	排煙風道	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況				○		
(27)			防火ダンパーの作動の状況				○		
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				○		
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無						
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				○		
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況						
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置						
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				○		
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				○		
(35)			手動開放装置の周囲の状況				○		
(36)			手動開放装置操作方法の表示の状況						
(37)			特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量 [3Y]				○
(38)					中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 [3Y]				○
(39)					煙感知器による作動の状況				○
(40)			特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	特殊な構造の排煙設備の給気風道	給気風道の劣化及び損傷の状況				○
(41)					給気風道の材質				
(42)	給気風道の取付けの状況						○		
(43)	防煙壁の貫通措置の状況						○		
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				○		
(45)			給気風道との接続の状況				○		
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				○		
(47)			作動の状況				○		
(48)			電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況				○		
(49)			給気送風機の給気風量				○		
(50)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				○		
(51)			特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)	吸込口の周囲の状況						○		
(53)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況						○		
<b>2</b>	<b>令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー</b>								
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				○		
(2)			給気口の周囲の状況				○		
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				○		
(4)			排煙風道の取付けの状況				○		
(5)			排煙風道の材質						
(6)	加圧防排煙設備	給気口の外観	給気口の周囲の状況				○		
(7)			給気口の取付けの状況				○		
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				○		
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況						



番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無	
			指摘なし	要正	既存不適格			
(10)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況					○	
(11)		給気口の開放の状況					○	
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況					○	
(13)		給気風道の取付けの状況					○	
(14)		給気風道の材質						
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況					○	
(16)		給気風道との接続の状況					○	
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況					○	
(18)		給気送風機の作動の状況					○	
(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					○	
(20)	加圧防排煙設備	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					○	
(21)		吸込口の設置位置						
(22)	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況					○	
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況					○	
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速					○	
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置						
(26)		空気逃し口の周囲の状況					○	
(27)		空気逃し口の取付けの状況					○	
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況					○	
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置						
(30)		圧力調整装置の周囲の状況					○	
(31)		圧力調整装置の取付けの状況					○	
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況					○	
<b>3</b>	<b>令第126条の2第1項に規定する居室等</b>							
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況					○	
(2)		手動降下装置による連動の状況					○	
(3)		煙感知器による連動の状況					○	
(4)		可動防煙壁の材質						
(5)		可動防煙壁の防煙区画					○	
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					○	
<b>4</b>	<b>予備電源</b>							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					○
(2)			発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					○
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					○
(5)			始動用の空気槽の圧力					○
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					○
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					○
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					○
(9)			自家用発電装置の取付けの状況					○
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）					○
(11)			接地線の接続の状況					○
(12)			絶縁抵抗					○

番号	点検項目等		対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無
				指摘なし	要是正	既存不適格		
(13)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況					○
(14)			始動の状況					○
(15)			運転の状況					○
(16)			排気の状況					○
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					○
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況					○
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					○
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					○
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					○
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況					○
(23)			Vベルト					○
(24)			接地線の接続の状況					○
(25)			絶縁抵抗					○
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止の状況					○	
5	上記以外の点検項目等							

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3)を添付してください。
- ⑪ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
- ⑫ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表(別表3-3)を添付してください。
- ⑬ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号
- ⑭ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。
- ⑮ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑯ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

## 点検記録表（建基法：非常用の照明装置）

点検者	氏名			所属又は勤務先			資格		
	代表となる点検者								
	その他の点検者								

## 建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無
			指摘なし	要正	既存不適格		
<b>1</b>	<b>照明器具</b>						
(1)	非常用の使用電球、ランプ等						○
(2)	照明器具の取付けの状況						○
<b>2</b>	<b>電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能					○
(2)	照度	照度の状況					○
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況					
(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					○
<b>3</b>	<b>電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>						
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(2)		電気回路の接続の状況					
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況					
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					○
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況					○
<b>4</b>	<b>電池内蔵形の蓄電池</b>						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況					○
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況					
<b>5</b>	<b>電源別置形の蓄電池</b>						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				○
(2)			蓄電池室の換気の状況				○
(3)			蓄電池の設置の状況				○
(4)	蓄電池の性能	蓄電池の性能	電圧				○
(5)			電解液比重				○
(6)			電解液の温度				○
(7)	充電器	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				○
(8)			キュービクルの取付けの状況				○

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無
			指摘なし	要是正	既存不適格		
<b>6 自家発電装置</b>							
(1)	自家発電装置等の状況	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					○
(2)		発電機の発電容量					
(3)		発電機及び原動機の状況					○
(4)	自家発電装置等の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					○
(5)		始動用の空気槽の圧力					○
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					○
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況					○
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					○
(9)		自家発電装置の取付けの状況					○
(10)		自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）					○
(11)		接地線の接続の状況					○
(12)		絶縁抵抗					○
(13)		自家発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(14)	始動の状況						○
(15)	運転の状況						○
(16)	排気の状況						○
(17)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況						○
<b>7 上記以外の点検項目等</b>							

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑪ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑫ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。

- ⑬ 配置図及び各階平面図を様式G（点検結果図）に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H（関係写真）に従い添付してください。

点検記録表（建基法：給水設備及び排水設備）

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

建物基本情報

建物名称(棟名)	点検実施日
建物構造	建物階数
建物延べ面積	竣工年月

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無	
			指摘なし	要是正	既存不適格			
<b>1 飲料用の配管設備、排水設備</b>								
(1)	飲料用配管、排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況					○	
(2)		配管の腐食及び漏水の状況					○	
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況						
(4)		継手類の取付けの状況						
(5)		保温措置の状況					○	
(6)		防火区画等の貫通措置の状況						
(7)		配管の支持金物					○	
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況						
(9)		止水弁の設置の状況						
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況						
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況						
<b>2 飲料水の配管設備</b>								
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況					○	
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況					○	
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況					○	
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況					○	
(5)		給水ポンプの運転の状況					○	
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況					○	
(7)		給水タンク等の内部の状況					○	
(8)		給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況					○
(9)			ガス湯沸器の取付けの状況					○
(10)			給湯設備の腐食及び漏水の状況					○
<b>3 排水設備</b>								
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ						
(2)		排水槽の通気の状況					○	
(3)		排水漏れの状況					○	
(4)		排水ポンプの設置の状況					○	
(5)		排水ポンプの運転の状況					○	
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況					○	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	点検業務の対象有無	
			指摘なし	要是正	既存不適格			
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途 [3Y]						
(8)		雑用水給水栓の表示の状況					○	
(9)		配管の標識等						
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況					○	
(11)		消毒装置					○	
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況					○
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況					
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況					
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況					
(16)			雨水排水立て管の接続の状況					
(17)			排水の状況					○
(18)			掃除口の取付けの状況					
(19)			雨水系統との接続の状況					
(20)			間接排水の状況					○
(21)		通気管	通気開口部の状況					
(22)			通気管の状況					○
4		上記以外の点検項目等						

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合致させて下さい。
- ⑪ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	令和 年 月 日	測定機器 メーカー名			型式番号等	
階	室名	必要換気量 (m3/h)	換気方式	換気設備機種名*注1	換気状況の評価*注2	判定
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正
			一種 ・ 二種 ・ 三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。  
これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。



別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日	令和 年 月 日		測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番 (場所)	使用器具	発熱量 (kW)	換気型式 (n)	必要換気量 (m <sup>3</sup> /h)	開口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) *注	測定風量 (m <sup>3</sup> /h)	判 定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) \*注1

測定年月日	令和 年 月 日	測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統 (機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量	
				最大防煙区画面積	$\text{m}^2 \times 1 \text{ or } 2 = \text{m}^3/\text{min}$

2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)*注2	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)		規定風量 (m <sup>3</sup> /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	排 煙 機				判 定
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)*注2	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	令和 年 月 日	測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統(機器番号等)		給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)	
				m <sup>3</sup> /min	

2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)*注1	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)		規定風量 (m <sup>3</sup> /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	給 気 送 風 機				判 定
	吸込口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s)*注1	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図(給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	令和 年 月 日	測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統(機器番号等)		給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)	
				m3/min	

遮煙開口部・空気逃し口								判 定
階	室 名	空気逃し口の方式*注1	測定排出風速 (m/s)*注2	規定排出風速 (m/s)*注3	算定式*注3	遮煙開口部の高さ(m)		
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正

3	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図(給気送付機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、「自然方式」、「機械方式」、「併用方式」のいずれかを記入する。

注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所平均風速を記入する。

注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。 ① $V=2.7\sqrt{H}$  ② $V=3.3\sqrt{H}$  ③ $V=3.8\sqrt{H}$

注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日	令和 年 月 日	測定機器 メーカー名	型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判定
	階	部屋・廊下等		
白熱灯				指摘なし・要是正
蛍光灯				指摘なし・要是正
その他 (大臣認定LED)				指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 <sup>*注1</sup>	光源の種類 <sup>*注2</sup>	照度 (lx)

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、大臣認定LEDの別及び電池内蔵のものにあつては、(内)と付す。

点検記録表 (防火扉)

点検者	代表となる点検者	氏名	勤務先	資格
	その他の点検者			

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検した年月	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要正	既存不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)			危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(6)			感知の状況			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)			結線接続の状況			
(10)			接地の状況			
(11)			予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(13)			容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(15)	再ロック防止機構の作動の状況					
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況				
(17)		防火区画の形成の状況				
<b>上記以外の検査項目</b>						

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、氏名、勤務先及び資格を記入してください。当該建築物の調査を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑤ 「点検結果」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる調査項目について特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(ろ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入してください。なお、番号は様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせてください。
- ⑩ 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要事項を記入してください。
- ⑪ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。なお、様式G(点検結果図)に全ての防火設備の記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑫ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

点検記録表 (防火シャッター)

点検者	代表となる点検者	氏名	勤務先	資格
	その他の点検者			

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検した年月	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況					
(2)	駆動装置 番号(2)~(4)までの点検については、日常的に開閉するものに限る	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況					
(3)		スプロケットの設置の状況					
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況					
(5)		ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況					
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)	防火シャッター	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況					
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況					
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況					
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況					
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況					
(14)		作動の状況					
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況					
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(23)			容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況					
(27)		防火区画の形成の状況					



**上記以外の検査項目**


(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、氏名、勤務先及び資格を記入してください。当該建築物の調査を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑤ 「点検結果」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる調査項目について特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(ろ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入してください。  
なお、番号は様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせてください。
- ⑩ 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入してください。
- ⑪ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。なお、様式G(点検結果図)に全ての防火設備の記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑫ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

点検記録表 (耐火クロススクリーン)

点検者	氏名		勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検した年月	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等		対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況				
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況				
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(13)			感知の状況				
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(15)			結線接続の状況				
(16)			接地の状況				
(17)			予備電源への切り替えの状況				
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(19)			容量の状況				
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(21)	手動閉鎖装置	設置の状況					
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況				
(23)			防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目


(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、氏名、勤務先及び資格を記入してください。当該建築物の調査を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑤ 「点検結果」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる調査項目について特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(ろ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入してください。なお、番号は様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせてください。
- ⑩ 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入してください。
- ⑪ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。なお、様式G(点検結果図)に全ての防火設備の記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑫ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

様式C (ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)  
点検記録表 (ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検者	氏名		勤務先		資格	
	代表となる点検者					
	その他の点検者					

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検した年月	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要正	既存不適格	
(1)	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況				
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)	開閉弁	開閉弁の状況				
(4)	排水設備	排水の状況				
(5)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)		給水装置の状況				
(7)	ドレンチャー等 加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)		結線接続の状況				
(9)		接地の状況				
(10)		ポンプ及び電動機の状況				
(11)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況				
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況				
(17)	連動機構 制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)		結線接続の状況				
(19)		接地の状況				
(20)		予備電源への切り替えの状況				
(21)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)		容量の状況				
(23)	自動作動装置	設置の状況				
(24)	手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目


(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、氏名、勤務先及び資格を記入してください。当該建築物の調査を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑤ 「点検結果」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(い)欄に掲げる調査項目について特記仕様書Ⅱ. 1. (3)による別表(ろ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入してください。  
なお、番号は様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせてください。
- ⑩ 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入してください。
- ⑪ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。なお、様式G(点検結果図)に全ての防火設備の記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑫ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

## 点検記録(建築物の敷地及び構造)

点検基礎情報		建物基本情報	
法定点検対象分類	建築物の敷地及び構造	建物名称(棟名)	
点検者分類	・ 外部委託 ・ 当該施設職員等	建物構造	RC
点検者(組織名)		建物延べ面積	m <sup>2</sup>
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 特殊建築物等調査資格者 ・ H17国土交通省告示第572号による資格者	棟番号	
		建物階数	地上 階 地下 階 塔屋
		竣工年月	年 月
		備考	

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考	
1 敷地及び地盤	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況						
	敷地	敷地内の排水の状況						
	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況						
	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況						
擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況								
2 建築物の外部	基礎	基礎の沈下等の状況						
		基礎の劣化及び損傷の状況						
	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況						
		土台の劣化及び損傷の状況						
	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
			外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況					
			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況 コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況					

様式D(敷地及び構造)

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
2 建築物の外部	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
		外壁に緊結された広告板、	機器本体の劣化及び損傷の状況				
		空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3 屋上及び屋根	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況				
	屋上回り(屋上面を除く。)		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況				
			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
			金属笠木の劣化及び損傷の状況				
			排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況				
	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況				
機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況				
	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
	耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)		部材の劣化及び損傷の状況				
			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況							

様式D(敷地及び構造)

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考	
4 建築物の内部	床	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
		天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
	防火設備 (防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という。)		の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況						
		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況						
		常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)の固定の状況						
	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況						
		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況						
	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況						
		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
	5 避難施設等	廊下	物品の放置の状況					
出入口		物品の放置の状況						
避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況						
		物品の放置の状況						
		避難器具の操作性の確保の状況						
階段		階段	物品の放置の状況					
			階段各部の劣化及び損傷の状況					
	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況						



様式D(敷地及び構造)

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
		特別避難階段	階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
			物品の放置の状況				
5 避難施設等	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況				
		排煙設備	排煙口の維持保全の状況				
6 その他	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状況				
		非常用の照明装置	照明の妨げとなる物品の放置の状況				
	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
			膜張力及びケーブル張力の状況				
		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況 (免震装置が可視状態にある場合に限る。)				
			上部構造の可動の状況				
避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ六メートルを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
		付帯金物の劣化及び損傷の状況					

## 注意事項

- ①この書類は建築物ごとに作成して下さい。
- ②調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ③「支障の有無」欄は、「対象の有無」欄に「有」とした項目について平成20年告示第1350号の別表により点検を行い、支障がある場合に○印を記入して下さい。
- ④「支障の有無」欄に○印を記入した場合は、「支障の場所・内容等」欄に番号と支障(指摘の具体的)内容を記入して下さい。なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑤点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要事項を記入して下さい。
- ⑥配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記して下さい。
- ⑦要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付して下さい。

### 点検記録(建築設備(昇降機以外)(別表第一))

点検基礎情報		建物基本情報	
法定点検対象分類	建築設備(昇降機以外)別表第一	建物名称(棟名)	
点検者分類	・ 外部委託 ・ 当該施設職員等	建物構造	
点検者(組織名)	.....	建物延べ面積	m <sup>2</sup>
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 建築設備検査員	棟番号	
		建物階数	地上 階 地下 階 塔屋
		竣工年月	年 月
		備考	

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
1 無窓の居室 又は火気を使用する室に 設けられた 換気設備	自然換気設備 及び機械換気 設備 (中央管理 方式の空気 調和設備 を含む。)	外観	外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの状況				
			給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況				
			風道の取付けの状況				
			給気機及び排気機の設置の状況				
			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
			排気筒及び煙突の断熱の状況				
	性能	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
2 無窓の居室、 火気を使用 するために 換気設備が 設けられた室 又は避難階段 等の付室に 設けられた 防火ダンパー	防火ダンパー等		防火ダンパーの取付けの状況				
			防火ダンパーの作動の状況				
			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
			連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
3 排煙設備	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況				
			排煙口及び給気口の取付けの状況				
			排煙風道及び給気風道との接続の状況				
			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況				
			排煙風道の断熱の状況				
		性能	排煙口の開放との連動起動の状況				
			作動の状況				
			排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
			電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況				
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
	エンジン直結の排煙機	外観	直結エンジンの設置の状況				
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
			給気管及び排気管の取付けの状況				
			Vベルト				
			接地線の接続の状況				
		性能	始動及び停止の状況				
			運転の状況				
			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況					
		手動降下装置による連動の状況					
		煙感知器による連動の状況					
		可動防煙壁の状況					
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況					
4 予備電源 (自家用発電装置を含む。)	電源別置形	外観	蓄電池の設置の状況				
			キュービクルの取付けの状況				
	電池内蔵形、 電源別置形 及び自家用 発電装置	性能	予備電源への切替え及び非常用照明の点灯の状況				
			常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
			非常用照明の充電ランプの点灯の状況				
	電源別置形 及び自家用 発電装置						
	電池内蔵形						

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
5 自家用 発電装置	自家用 発電装置	外観	発電機及び原動機の状況				
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
			自家用発電装置の取付けの状況				
			接地線の接続の状況				
	性能	電源の切替えの状況					
		始動及び停止の状況					
		運転の状況					
		排気の状況					
		給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)					
		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					
6 給水及び 排水設備	配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)		配管の腐食及び漏水の状況				
	給水設備	飲料用の給水・貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)及び給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
			給水ポンプの運転の状況				
		給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の状況				
			ガス湯沸器の煙突及び給排気部の状況				
			電気給湯器の状況				
	排水設備	排水槽	排水漏れの状況				
		排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
		衛生器具	衛生器具の取付けの状況				
		排水管	間接排水の状況				

注意事項

- ①この書類は建築物ごとに作成して下さい。
- ②調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ③「支障の有無」欄は、「対象の有無」欄に「有」とした項目について平成20年告示第1351号の別表により点検を行い、支障がある場合に○印を記入して下さい。
- ④「支障の有無」欄に○印を記入した場合は、「支障の場所・内容等」欄に番号と支障(指摘の具体的)内容を記入して下さい。なお、番号は、様式F(不具合記録)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑤点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要事項を記入して下さい。
- ⑥要是正とされた調査項目(既存不適合の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付して下さい。

## 点検記録(建築設備(昇降機以外)(別表第二))

点検基礎情報		建物基本情報	
法定点検対象分類	建築設備(昇降機以外)別表第二	建物名称(棟名)	
点検者分類	・ 外部委託 ・ 当該施設職員等	建物構造	
点検者(組織名)		建物延べ面積	m <sup>2</sup>
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 防火設備検査員	棟番号	
		建物階数	地上 階 地下 階 塔屋
		竣工年月	年 月
		備考	

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
1 防火扉	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
		危害防止装置	作動の状況				
	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
			温度ヒューズ装置	設置の状況			
		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
			結線接続の状況				
			接地の状況				
			予備電源への切り替えの状況				
		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
容量の状況							
自動閉鎖装置	設置の状況						
	再ロック防止機構の作動の状況						
	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況					
2 防火シャッター	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
		駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況				
			スプロケットの設置の状況				
			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況				
			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況				

様式E(建築設備(昇降機以外)(別表第二))

点検項目		対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
2 防火シャッター	防火シャッター	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
		ケース	劣化及び損傷の状況			
		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
	作動の状況					
	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況			
			温度ヒューズ装置	設置の状況		
		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
			結線接続の状況			
			接地の状況			
			予備電源への切り替えの状況			
		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
			容量の状況			
	自動閉鎖装置	設置の状況				
	手動閉鎖装置	設置の状況				
	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況			
3 耐火クロススクリーン	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
		ケース	劣化及び損傷の状況			
		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
			作動の状況			

様式E(建築設備(昇降機以外)(別表第二))

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
3 耐火クロス スクリーン	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	感知の状況				
		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
			結線接続の状況				
			接地の状況				
			予備電源への切り替えの状況				
		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
			容量の状況				
	自動閉鎖装置	設置の状況					
手動閉鎖装置	設置の状況						
総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況					
4 ドレンチャー その他の 水幕を 形成する 防火設備 (以下 「ドレンチャー 等」という。)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況				
		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
		開閉弁	開閉弁の状況				
		排水設備	排水の状況				
		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
			給水装置の状況				
		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
			結線接続の状況				
			接地の状況				
			ポンプ及び電動機の状況				
	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況						
	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況						
	加圧送水装置用予備電源の容量の状況						
	圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等 の付属装置の状況						
連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 (火災感知用ヘッド等の 感知装置を含む。)	感知の状況					
		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
			結線接続の状況				
			接地の状況				
	予備電源への切り替えの状況						

様式E(建築設備(昇降機以外)(別表第二))

点検項目			対象の有無	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月	備考
4 ドレンチャージャーその他の水箒 を形成する防火設備 (以下「ドレンチャージャー等」 という。)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
			容量の状況				
		自動作動装置	設置の状況				
		手動作動装置	設置の状況				
		総合的な作動の状況	ドレンチャージャー等の作動の状況				

## 注意事項

- ①この書類は建築物ごとに作成して下さい。
- ②調査した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ③「支障の有無」欄は、「対象の有無」欄に「有」とした項目について平成20年告示第1351号の別表により点検を行い、支障がある場合に○印を記入して下さい。
- ④「支障の有無」欄に○印を記入した場合は、「支障の場所・内容等」欄に番号と支障(指摘の具体的)内容を記入して下さい。なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑤点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要事項を記入して下さい。
- ⑥配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記して下さい。
- ⑦要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付して下さい。



点検記録表（官公法：換気設備）

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要正	既存不適格	
<b>1 建築基準法第28条第2項に基づき換気設備が設けられた居室</b>						
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(2)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(3)		風道の取付けの状況				
(4)		給気機又は排気機の設置の状況				
(5)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況				
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(7)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況				
(8)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(9)		空気調和設備の主要機器の性能	空気調和設備の運転の状況			
<b>2 換気設備を設けるべき調理室等</b>						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(2)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(3)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(4)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況				
(5)		給気機又は排気機の作動の状況				
<b>3 建築基準法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等</b>						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況				
(2)		防火ダンパーの作動の状況				
(3)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(4)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(5)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
<b>4 上記以外の検査項目等</b>						

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑪ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

点検記録表（官公法：排煙設備）

点検者			氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者				
	その他の点検者				

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	
			指摘なし	要正	既存不適格		
1	<b>建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、同令第126条の2第1項に規定する居室等</b>						
(1)	排煙機の外観	排煙機の設置の状況					
(2)		排煙風道との接続の状況					
(3)		煙排出口の周囲の状況					
(4)	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況					
(5)		作動の状況					
(6)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況					
(7)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(8)	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況					
(9)		排煙口の取付けの状況					
(10)		手動開放装置の周囲の状況					
(11)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況					
(12)		排煙口の開放の状況					
(13)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(14)		煙感知器による作動の状況					
(15)	排煙風道	排煙風道の劣化及び損傷の状況					
(16)		排煙風道の取付けの状況					
(17)		防煙壁の貫通措置の状況					
(18)		排煙風道と可燃物等との離隔距離及び断熱の状況					
(19)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況				
(20)		防火ダンパーの作動の状況					
(21)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(22)	防火ダンパーの温度ヒューズ						
(23)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の周囲の状況					
(24)		排煙口及び給気口の取付けの状況					
(25)		手動開放装置の周囲の状況					
(26)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(27)	煙感知器による作動の状況						

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要正	既存不適格	
(28)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(29)			給気風道の取付けの状況			
(30)			防煙壁の貫通措置の状況			
(31)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機	給気送風機の設置の状況			
(32)		特殊な構造の排煙設備の外観	給気風道との接続の状況			
(33)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況			
(34)			作動の状況			
(35)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
(36)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(37)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況			
<b>2 建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室</b>						
(1)	特別避難階段の階段室又は付室に設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)		給気口の周囲の状況				
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)			排煙風道の取付けの状況			
(5)		給気口の外観	給気口の周囲の状況			
(6)			給気口の取付けの状況			
(7)			給気口の手動開放装置の設置の状況			
(8)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況			
(9)			給気口の開放の状況			
(10)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(11)			給気風道の取付けの状況			
(12)			給気送風機の設置の状況			
(13)		給気送風機の外観	給気風道との接続の状況			
(14)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況			
(15)			給気送風機の作動の状況			
(16)	電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況					
(17)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(18)	加圧防排煙設備	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況			
(19)		空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況			
(20)			空気逃し口の取付けの状況			
(21)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況			
(22)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況			
(23)			圧力調整装置の取付けの状況			
(24)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
<b>3 建築基準法施行令第126条の2第1項に規定する居室等</b>						
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(2)		手動降下装置による連動の状況				
(3)		煙感知器による連動の状況				
(4)		可動防煙壁の防煙区画				
(5)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				

番号	点検項目等		対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>4 予備電源</b>							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機及び原動機の状況				
(3)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(4)			始動用の空気槽の圧力				
(5)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(8)			自家用発電装置の取付けの状況				
(9)			自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(10)			接地線の接続の状況				
(11)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(12)			始動の状況				
(13)			運転の状況				
(14)			排気の状況				
(15)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(16)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況				
(17)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(18)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(19)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(20)			給気部及び排気管の取付けの状況				
(21)			Vベルト				
(22)			接地線の接続の状況				
(23)		直結エンジンの性能	始動及び停止の状況				
<b>5 上記以外の検査項目等</b>							

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F（不具合記録）、様式G（点検結果図）及び様式H（関係写真）に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑪ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F（不具合記録）に必要事項を記入して下さい。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を様式G（点検結果図）に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H（関係写真）に従い添付してください。

点検記録表（官公法：非常用の照明装置）

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等		対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要正	既存不適格	
<b>1 照明器具</b>							
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等					
<b>2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>							
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況					
(2)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
<b>3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>							
(1)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(2)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況					
<b>4 電池内蔵形の蓄電池</b>							
(1)	充電ランプ	充電ランプの点灯の状況					
<b>5 電源別置形の蓄電池</b>							
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			蓄電池室の換気の状況				
(3)			蓄電池の設置の状況				
(4)	充電器	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(5)			キュービクルの取付けの状況				
<b>6 自家用発電装置</b>							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機及び原動機の状況				
(3)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(4)			始動用の空気槽の圧力				
(5)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(8)			自家用発電装置の取付けの状況				
(9)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(10)			接地線の接続の状況				

番号	点検項目等		対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要是正	既存不適格	
(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(12)			始動の状況				
(13)			運転の状況				
(14)			排気の状況				
(15)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
<b>7</b>	<b>上記以外の検査項目等</b>						

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑪ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。



## 点検記録表（官公法：給水設備及び排水設備）

点検者	氏名		所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

## 建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1</b>	<b>飲料用の配管設備及び排水設備</b>					
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況				
<b>2</b>	<b>飲料水の配管設備</b>					
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク	給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(2)	(以下「給水タンク等」という。)	給水ポンプの運転の状況				
(3)	並びに給水ポンプ	給水タンク等の内部の状況				
(4)	給湯設備	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(5)	(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の取付けの状況				
(6)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
<b>3</b>	<b>排水設備</b>					
(1)		排水漏れの状況				
(2)	排水槽	排水ポンプの設置の状況				
(3)		排水ポンプの運転の状況				
(4)	排水再利用配管設備	雑用水給水栓の表示の状況				
(5)	(中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(6)		消毒装置				
(7)		衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(8)	その他	排水管	排水の状況			
(9)			間接排水の状況			
(10)			通気管	通気管の状況		
<b>4</b>	<b>上記以外の検査項目等</b>					

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる点検項目について(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F(不具合記録)、様式G(点検結果図)及び様式H(関係写真)に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑪ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F(不具合記録)に必要な事項を記入して下さい。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を様式G(点検結果図)に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H(関係写真)に従い添付してください。

## 点検記録表（官公法：防火設備）

点検者			氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者				
	その他の点検者				

## 建物基本情報

建物名称(棟名)		点検実施日	
建物構造		建物階数	
建物延べ面積		竣工年月	

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要正	既存不適格	
<b>1</b>	<b>防火扉</b>					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		危害防止装置	作動の状況			
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況			
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			予備電源への切り替えの状況			
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(12)			容量の状況			
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(14)			再ロック防止機構の作動の状況			
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況				
<b>2</b>	<b>防火シャッター</b>					
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置 ( (2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。 )	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況			
(3)			スプロケットの設置の状況			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況			
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)			ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			

番号	点検項目等		対象の有無	点検結果			状況、対策等
				指摘なし	要正	既存不適合	
(10)	防火シャッター	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)			結線接続の状況				
(19)			接地の状況				
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況				
<b>3 耐火クロススクリーン</b>							
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況				
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(6)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況					
(7)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況				
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(14)			結線接続の状況				
(15)			接地の状況				
(16)			予備電源への切り替えの状況				
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(18)			容量の状況				
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(21)		総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等
			指摘なし	要正	既存不適格	
<b>4</b>	<b>ドレンチャー等</b>					
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況			
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(17)			結線接続の状況			
(18)			接地の状況			
(19)			予備電源への切り替えの状況			
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(21)			容量の状況			
(22)		自動作動装置	設置の状況			
(23)		手動作動装置	設置の状況			
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
<b>5</b>	<b>上記以外の検査項目等</b>					

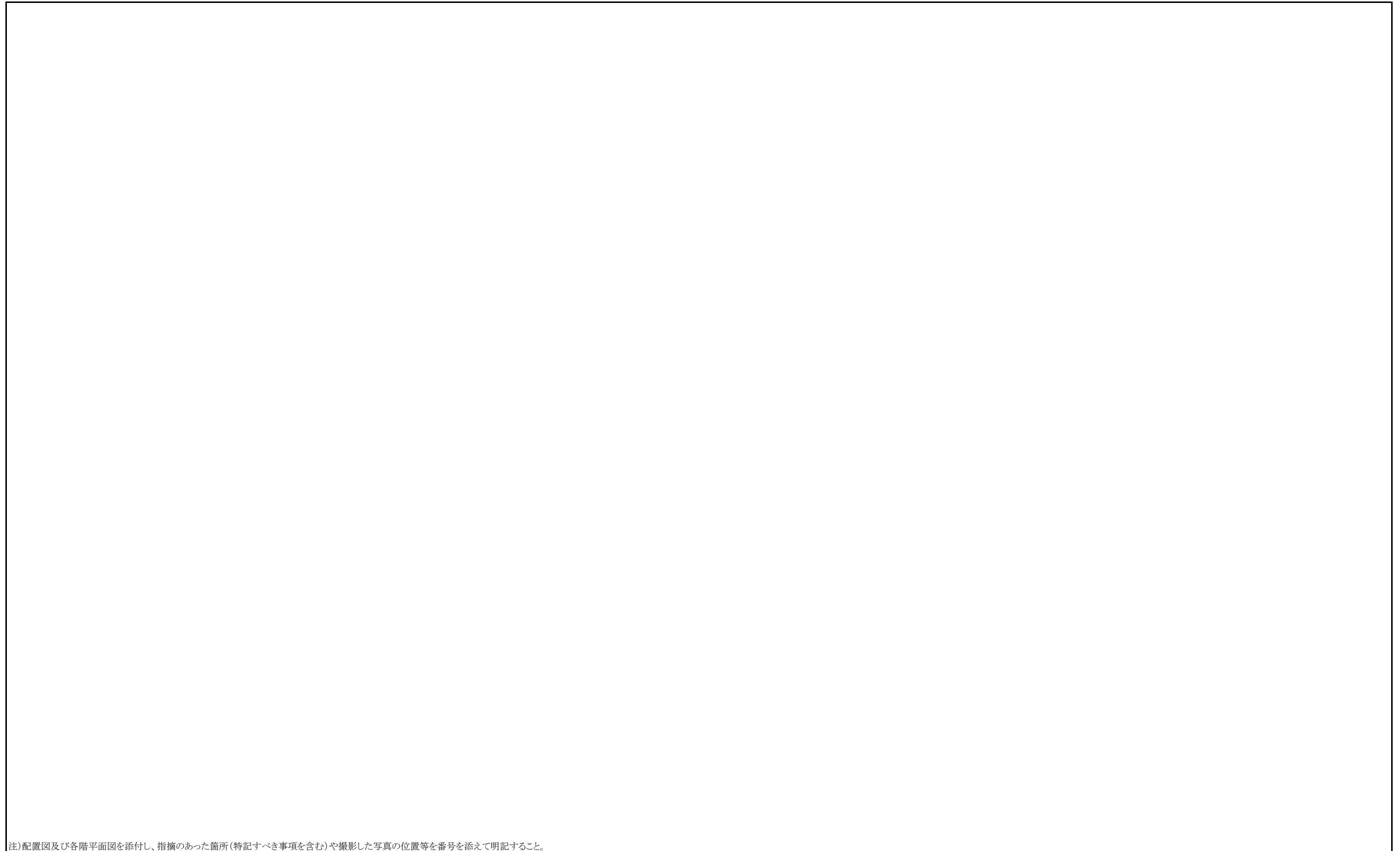
(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に防火設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 点検した建物に点検項目がある場合は、「対象の有無」欄に「有」を記入して下さい。
- ⑥ 「点検結果」欄は、告示別表(ろ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。

- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、告示別表（ろ）欄に掲げる点検項目について（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「要是正」欄に○印を記入した場合は、「状況、対策等」欄に番号と指摘の具体的内容を記入して下さい。  
なお、番号は、様式F（不具合記録）、様式G（点検結果図）及び様式H（関係写真）に記入する番号と合わせて下さい。
- ⑪ 点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、様式F（不具合記録）に必要事項を記入して下さい。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を様式G（点検結果図）に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式H（関係写真）に従い添付してください。



点検計画図 (点検結果図)



注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を番号を添えて明記すること。



関係写真

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「番号」、「点検項目等」は、それぞれ様式A～Eの番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。